

ID: 250

担当部署: 教育部 図書館

処分の概要	登録の抹消		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市図書館設置条例施行規則 第5条の4		
例 規 番 号	平成13年教委規則第30号		
【根拠条文】 (登録の抹消) 第5条の4 館長は、第5条第3項、第5条の2第2項又は前条第2項の規定により登録、登録の更新又は登録の変更をした者（以下これらを「利用登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消するものとする。 (1) 登録の廃止の申出をしたとき。 (2) 第5条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。 (3) 登録の有効期限を経過してもなお登録の更新がなされないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が登録を抹消すべき理由が生じたと認めたとき。 2 利用カードを交付された利用登録者は、前項各号の規定により登録が抹消されたときは、利用カードを館長に返還するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 11 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日